

出土品の保管について(報告)

平成 15 年 10 月 20 日

埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会

目 次はじめに

はじめに

第 1 章 出土品及び記録類の保管状況

- 1 出土品の保管量と整理状況
 - (1) 出土品の保管量
 - (2) 出土品の整理状況
- 2 出土品の保管施設の状況
 - (1) 保管施設の概況
 - (2) 保管施設の規模・構造
 - (3) 保管施設の防犯体制
- 3 出土品の保管状況
 - (1) 出土品の保管状況
 - (2) 再整理と選別保管
- 4 記録類の保管状況

第 2 章 出土品・記録類の保管のあり方

- 1 出土品等の保管のための施設及び体制
- 2 出土品及び記録類の保管
 - (1) 出土品関係
 - (2) 記録類関係
 - (3) その他の留意事項

参考資料

- I 調査研究委員会等名簿 (略)
- II 調査研究委員会等の審議経過 (略)
- III 出土品の保管状況に関する実態調査集計結果

「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」は、埋蔵文化財の発掘に伴う出土品の取扱いについて、平成 8 年 2 月から、都道府県・市町村教育委員会及びその関係機関の実務担当者からなる協力者会議を設けて検討を開始し、平成 9 年 2 月に「出土品の取扱いについて」の報告を行った。この報告をもとに、文化庁は、都道府県教育委員会に対し、「出土品の取扱いについて」の通知を行った（文化庁次長から各都道府県教育委員会教育長あて 平成 9 年 8 月 13 日付 保記第 182 号。以下、「平成 9 年通知」という。）。この通知において、文化庁は、①出土品について、一定の基準に基づき、将来にわたり文化財として保存を要し、活用の可能性のあるものとそれ以外のものとに区分し、その区分に応じて保管・管理その他の取扱いを行うこと、②この区分により保存・活用の必要性・可能性があるとされた出土品については、その文化財としての重要性・活用の状況等に応じて、適切な方法で保管・管理を行うこと、③出土品の活用は、専用の施設における展示・公開等の従来の方法にとらわれず、広範な方途により積極的に行うこと、等の基本的な考え方を示すとともに、都道府県教育委員会においては、この基本的な考え方から取扱い基準を定め、出土品の適切な保存・活用を進めることを求めた。

これを受けて、全国的に都道府県又は地域ブロックの取扱い基準が策定され、出土品の広範な活用が積極的に進められるなどの取組みが行われている。

また、文化財保護法の改正により、平成 12 年 4 月以降、所有者不明の出土品の所有権は、原則としてその出土品が発見された土地を管轄する都道府県に帰属することとなった。

一方、近年、連続して出土品・記録類の保管・管理施設において火災が発生し（岩手県盛岡市＜平成 12 年 12 月 24 日＞、岩手県大迫町＜平成 13 年 7 月 8 日＞、北海道南茅部町＜平成 14 年 12 月 29 日＞）多数の貴重な出土品・記録類が焼失する事故が発生している。この事態を受けて文化庁では、都道府県教育委員会に対し、「埋蔵文化財の発掘調査に係る出土品・記録類の適切な

保管・管理について」の通知を行ない(文化庁文化財部記念物課長から都道府県教育委員会教育長あて 平成15年1月20日付 14財記念第107号)出土品の適切な保管とその状況の確認を行うよう依頼するとともに、平成15年2月、都道府県・市町村における出土品の保管状況や保管施設の実態を把握するための調査を行った。

この報告は、平成9年の「出土品の取扱いについて」の報告に続くものとして、前記の保管状況等の実態調査の結果を示すとともに、調査結果を踏まえて出土品・記録類の保管のあり方についての基本的考え方を示したものである。

出土品は我が国の歴史や文化を理解する上で欠くことのできない情報を提供する貴重な歴史的遺産である。各地方公共団体をはじめ関係者においては、この報告をもとに、出土品・記録類の適切な保管について適切な措置をとるよう希望する。

第1章 出土品及び記録類の保管状況

今回の調査は、平成15年2月12日付で、都道府県教育委員会を通じて、都道府県及び市町村における出土品の保管・管理施設(以下「保管施設」という。)とその保管等についての同年2月現在の状況を調査したものである。回答は、47都道府県、2,867市町村、4広域事務組合で、全地方公共団体の約9割に当たる合計2,918地方公共団体から得られた。

その結果に基づいて、出土品及び発掘調査記録類の保管・管理の施設・設備及び保管の状況を略述すると次のとおりである。

1 出土品の保管量と整理状況

(1) 出土品の保管量(図1)

出土品は、平成15年2月1日現在、全国で約666万箱(保管箱の大きさは60cm×40cm×15cmのものとして示す。)が保管されており、このうち都道府県で保管されているものが25%、市町村で保管されているものが72%となっている。平成6年度には、約459万箱(都道府県約177万箱、市町村約282万箱)であったことから、この8年間で約207万箱(都道府県約11万箱、市町村約196万箱)増加したことになる。年間増加量は、平均で都道府県1.4万箱、市町村24.5万箱となり、都道府県では平成6年度の増加量の約10%に激減し、市町村では、逆に約1.3倍になっている。

(2) 出土品の整理状況(図2~6)

全国の出土品のうち、28%が報告書作成のための整

理作業が行われていない(以下「未整理」という。)ものである。このうち都道府県で保管されている出土品の25%、市町村で保管されている出土品の28%が未整理の状態にある。平成6年度では、都道府県で約76万箱(42%)、市町村では約121万箱(44%)が未整理であったことから、この9年間で、未整理の出土品は都道府県で約29万箱(未整理のものが占める割合で約17%)減少した。一方、市町村では未整理のものが約13万箱増加し、割合は約12%減少したことになる。

2 出土品の保管施設の状況

(1) 保管施設の概況(図7~20)

出土品の保管施設としては、埋蔵文化財センター、出土文化財管理センターのほか、資料館・博物館等の出土品の保管専用の恒常的保管施設(以下「恒常施設」という。)と、仮設の保管施設のほか、他の目的で作られた既存の施設又はその一部を利用した暫定的保管施設(以下「暫定施設」という。)があり、全国で合計5,292施設が設置されている。恒常施設は46都道府県、566市町村に設置されており、保管施設全体の4.3%を占める。恒常施設の保管スペースの総床面積(以下「保管可能面積」という。)は、全保管施設の保管可能面積の62%である。暫定施設は35都道府県、1,629市町村に設置されており、これは保管施設全体の57%を占め、その保管可能面積は38%となる。なお、いずれの保管施設も設置されていない地方公共団体は、265市町村である。

都道府県が設置している保管施設のうち、恒常施設は41%であり、保管可能量は71%を占める。これに対して、暫定施設は59%で、保管可能量は29%である。保管可能量に対する既保管量の割合は、今までに恒常施設で75%、暫定施設では81%である。一方、市町村が設置している保管施設のうち、恒常施設は43%であり、保管可能量は52%となっている。これに対して、暫定施設は57%で、保管可能量は48%である。保管可能量に対する既保管量の割合は、恒常施設で92%、暫定施設では83%に達している。

このように、いずれの施設においても保管能力が限界に近く、特に市町村の恒常施設は深刻な状況にある。

(2) 保管施設の規模・構造(図21~26)

全恒常施設における1施設あたりの保管可能面積は平均305.6m²であり、10~99m²のものが43%、100~499m²のものが35%となっている。全暫定施設にあっては、平均136.2m²であり、10~99m²のものが55%、100~499m²のものが25%である。いずれにおいても、500m²未満のものが多数を占める。

また、施設の構造からみると、鉄筋・鉄骨造りのもの

が、恒常施設では施設数で 65 %、保管可能面積の 75 %を占めるが、暫定施設では施設数で 49 %、保管可能面積で 53 %にとどまり、軽量プレハブや木造のものが約半数を占める。

(3) 保管施設の防災体制(図27~32)

全恒常施設における消防設備及び警報設備(併せて以下「消防用設備」という。)の設置状況は、消火器 80 %、自動火災報知器 67 %、室内消火栓 27 %、スプリンクラー 8 %である。これら消防用設備は、都道府県の恒常施設の 93 %、市町村の恒常施設の 87 %に設置されている。防火責任者は全恒常施設の 71 %に配置され、防火点検も全恒常施設の 75 %で実施されている。閉庁日・夜間の点検は、全恒常施設の約 4 分の 1 で実施されているが、特に都道府県設置の恒常施設では約半数で実施している。

一方、全暫定施設における消防用設備の設置は、消火器 61 %、自動火災報知器 24 %、室内消火栓 20 %、スプリンクラー 5 %である。これら消防用設備は、都道府県の暫定施設で 64 %、市町村の暫定施設で 38 %に設置されている。防火責任者・防火点検は全暫定施設の約半数に配置・実施されている。閉庁日・夜間点検は、都道府県、市町村の施設を問わず、いずれも約 15 %で実施されている。

このように、防火責任者の配置や防火点検は半数以上の施設で行われているものの、保管施設の消防用設備については、都道府県の恒常施設を除き設置が進んでおらず、その内容としては、消火器と自動火災報知器が中心となっている。閉庁日・夜間の点検については、都道府県の恒常施設で約 5 割という比較的高い実施率があるほかは、いずれの施設でも実施率は低い。

さらに、保管施設における地震対策については、実施している施設が回答のあった施設の 6 %で、その対策の内訳は、約半数が保管棚の固定や保管箱の転落防止構等の付設である。建物自体の耐震化は回答のあった施設の 1 %で行われているに過ぎない。

以上をまとめると、保管施設の防災体制は、防火について都道府県の恒常施設がやや充実しているほかは総じて不十分であり、その傾向は、特に市町村の保管施設において顕著である。

3 出土品の保管状況

(1) 出土品の保管状況(図33~39)

全国の出土品は、恒常施設に 59 %、暫定施設に 41 %が保管されている。そのうち恒常施設で保管されている出土品は、整理棚保管のもの 66 %、床積上げのもの 31 %、戸外野積みのもの 1 %である。一方、暫定施設で保

管されている出土品は、整理棚保管のもの 22 %、床積み上げのもの 73 %、戸外野積みのもの 5 %である。

都道府県においては、恒常施設に 69 %が保管され、そのうち整理棚保管のものは 65 %と多いが、暫定施設になると、整理棚保管のものは 36 %と少なくなる。市町村においては、恒常施設に 55 %が保管され、そのうち整理棚保管のものは 68 %であるが、暫定施設では整理棚保管のものは 18 %と少ない。

このように、暫定施設では、出し入れしやすい整理棚で保管している出土品が少ない。また、平成 6 年度の状況と比較すると、市町村の恒常施設で整理棚に保管されているものが大幅に増加したほかは、大きな変動はない。

(2) 再整理と選別保管(図40~43)

各地方公共団体においては、出土品の保管スペースの効率的な利用や出土品の活用のために、出土品の取扱い基準等に基づいて改めて行う出土品の整理作業(以下「再整理」という。)が進められており、都道府県の 85 %、市町村の 35 %で実施されている。都道府県では再整理が積極的に進められており、そのことが(1)で示したように都道府県の出土品保管量の増加を大きく抑制していると考えられる。

一方、火災や盗難を避けるために、重要な出土品等を一般的な出土品と選別する保管(以下「選別保管」という。)は、都道府県の 79 %、市町村の 18 %で実施されている。選別保管されている出土品の約半数は、重要文化財や条例による指定文化財等、法令により指定されている文化財である。

このように、再整理及び選別保管とともに、都道府県では高い割合で実施されているのに対して、市町村ではあまり実施されていないことが分かる。

4 記録類の保管状況(図44~56)

現在全国で保管されている発掘調査の状況や成果を記録した図面や写真等(以下「記録類」という。)は、図面類約 1,465 万点、写真類約 8,972 万点、合計約 1 億 437 万点である。そのうち都道府県保管分が 32 %、市町村保管分が 68 %である。

これらの記録類を保管する専用施設は、都道府県では、図面類用のものが 24 都道府県(51 %)に 25 施設、写真類用のものが 27 都道府県(57 %)に 29 施設設置されている。市町村では、図面類用のものが 172 市町村(6 %)に 172 施設、写真類用のものが 197 市町村(7 %)に 197 施設設置されている。

記録類を出土品の保管施設で保管している地方公共団体は、図面類、写真類とともに半数以上となっているが、発掘調査現場事務所等に保管している事例もみられる。

記録類を専用施設に保管している地方公共団体は、図面類7%、写真類8%に過ぎない。また、出土品の保管施設で保管している地方公共団体のうち、専ら出土品と同一箇所で記録類を保管しているものは、図面類で66%、写真類で49%である。なお、写真類の保管箇所において保管用空調設備が設置されているのは19%である。

記録類の保管施設の防火体制に関しては、何らかの消防用設備を設置している地方公共団体が、図面類のもので67%、写真類のもので64%であった。

記録類の保管用控え（バックアップ）を作成・管理している地方公共団体は、図面類・写真類ともに8%である。

以上をまとめると、記録類については、約半数の都道府県で記録類の専用保管施設を設置し保管を行っているが、市町村ではその設置率はきわめて低いこと、発掘調査現場事務所等に保管している事例もあること、多くの地方公共団体で出土品と同一箇所で記録類を保管していること、消防用設備の設置率は比較的高いものの、写真類の保管施設での保管用空調設備の設置、記録類の保管用控えの作成等はほとんど行われていないこと等が分かる。

第2章 出土品・記録類の保管のあり方

出土品の保管の状況に関する調査結果は、第1章にまとめたとおりであるが、これをもとにしつつ、最近の火災事故頻発等を考慮に入れて、その課題と今後のあり方を示すと次のとおりである。

1 出土品等の保管のための施設及び体制

出土品の保管施設については、恒常施設の設置が進まず、暫定施設への依存度が高いことがあげられ、この傾向は市町村において顕著である。暫定施設は、鉄筋・鉄骨構造のものが増加しているといえ、プレハブ工法や木造のものが多く、防災・防犯上の問題が多い。

防災・防犯面での施設・設備や体制の整備・充実については、都道府県の恒常施設を除き、総じて不十分である。また、都道府県・市町村ともに施設の保管可能量に対する既保管量の割合は7割を超えており、特に市町村の施設については保管能力が限界に達しつつある。

このため、保管施設については、埋蔵文化財センター等の恒久的構造の恒常施設の設置をさらに進めるとともに、防災・防犯のための施設・設備及び体制の充実について改善を図る必要がある。体制に関しては、市町村が保管する出土品の量及び未整理のものの量の増加等に対応し、出土品等の整理・報告書刊行までを含んだ事業計

画を立案し、それを遂行する体制を整える必要がある。市町村においては専門職員を配置している市町村の割合がようやく5割を超えたとはいえない。そのうちの7割以上の市町村における専門職員数は1名ないし2名である等、まだ十分とはいえない。特に、今後市町村合併が行われた場合は、発掘調査の実施をはじめとした埋蔵文化財保護全般の体制充実はもとより、各地方公共団体における文化財の総合的な保存・活用を考慮して、中・長期的視点からの体制整備が急がれる。

2 出土品及び記録類の保管

出土品に関しては、都道府県・市町村とともに、都道府県基準（地域ブロック基準を準用しているところを含む。）に即した取扱いが進められているが、新たな発掘調査の実施に伴い、特に市町村を中心として、保管量が著しく増加している。したがって、出土品の保管に関しては、出土品の活用や既存の保管スペースを有効活用するためにも、後述する出土品の再整理をこれまであまり行っていなかった市町村でも積極的に進めるとともに、重要な出土品を防災・防犯面に配慮された施設で確実に保管する等、出土品の重要度等に応じた適切な保管を行う必要がある。

記録類の保管に関しては、膨大な量が都道府県・市町村に保管されているが、記録類を保管する専用施設や設備の設置が進んでおらず、出土品と同一箇所や発掘調査現場事務所等で保管される事例もある等、防火面を含めて、十分な措置が執られているとはいえない。発掘調査の記録類は、出土品や発掘調査報告書とともに、現状保存できなかった埋蔵文化財等に関する貴重な資料であることに留意し、その保管については専用の施設あるいは各記録類の特性に適した施設・設備を整備していく必要があるが、当面、出土品や燃えやすいものと分離して防災に配慮した恒久的構造の施設に保管すること、恒久的に保存する必要がある記録類については保存用の控えを作成しておくこと等の措置を講ずる必要がある。

以下、出土品及び記録類の保管について、具体的なあり方等を示す。

（1）出土品関係

出土品については、平成9年通知に即して都道府県基準をもとに整理・区分し、各区分に応じた適切な方法により保管することとされているので、今後ともそれを徹底していく必要がある。上記の通知及び基準においては、下記の①から③の3区分が示されているが、これに整理中の出土品（④）の取扱いを加えて、それについて適切な保管のあり方の概要を示すと次のとおりである。各地方公共団体においては、必要があれば都道府県基準

の見直しを行い、出土品の適切な整理、保管を行う必要がある。

また、出土品の保管施設の消防用設備の設置については、消防法・同法施行例等の消防法令を遵守すること。

①文化財としての価値が高く、展示・公開等による活用の機会が多いと考えられるもの

ア)同一施設内であっても、一般的の収蔵庫等とは別の展示・保管施設において保管すること。

イ)展示・保管は、埋蔵文化財センターや博物館等、防災に配慮された恒久的構造の施設において行うものとすること。諸事情からやむを得ず恒久的構造の施設以外の施設（たとえば旧校舎等）を利用する場合は、規模等に応じて、必要な消防用設備を備えるものとすること。なお、施設の規模上消防法令で消防用施設の設置を義務付けられていない施設についても、上記の消防用施設を備えるものとすること。

ウ)②区分の出土品の中でも文化財としての価値が特に高いものについては、防火や保存環境に配慮した特別の収蔵庫等に保管すること。重要文化財や条例による指定文化財に相当するような極めて価値の高いものについては、特に保管に配慮し、文化庁が定める指定文化財の展示・公開施設（平成7年 文化庁文化財保護部）に準じる施設に保管すること。なお、埋蔵文化財センターを建設する際は、この基準を満たした設備を備えることが望ましい。

エ)展示・保管については、免震ケースの使用や保管棚の転倒防止のための固定、保管物の転落防止の柵等を設置する等、地震対策を講ずること。

オ)警備員の夜間巡回や機械警備、自動施錠等の防犯対策を講ずること。

②文化財としての価値、活用の頻度等において①の区分に次ぐもの

ア)一般的の収蔵庫等に、保管箱に入れた上で保管棚に整理して保管すること。

イ)臨時の施設や消防法令上消防用設備の設置を義務付けられていない規模の施設においても、上記の消防用設備を備えるよう努めること。

ウ)保管については、保管棚の転倒防止のための固定、保管物の転落防止の柵等を設置する等、地震対策を講ずるよう努めること。

エ)機械警備や施錠の徹底等、必要な防犯対策を講ずること。

③文化財としての価値、活用の可能性・頻度が低いもの

ア)一般的の収蔵庫等に、必要があれば取出しが可能な状態で、保管スペースを可能な限り効率的に利用でき

る方法で保管すること。

イ)やむを得ず臨時の施設に保管したり、屋外に野積みする場合等は、防火・防犯対策に配慮すること。

④整理途中のもの

ア)整理途中であっても、特に重要と考えられる出土品については、一般の出土品から分離し、②区分の出土品を保管する施設に保管すること。

イ)整理作業を行う施設の規模や構造を考慮し、必要な消防用設備を備えること。

ウ)やむを得ず臨時の施設で整理・保管したり、戸外に野積する場合等にあっては、防火・防犯対策を講ずること。

(2) 記録類関係

ア)発掘調査中及び整理・報告書作成作業中等で、プレハブ施設等の簡易な臨時の施設で記録類を保管する場合は、閉院日・夜間の警備の徹底や消防用設備の設置等、施設の防火・防犯対策を十分に講ずるとともに、火気及び出土品から離して保管する等類焼を避ける対策を講ずること。

イ)整理・報告書作成作業終了後は、資料台帳・データベース等の作成や収納方法の統一化等、収納や検索の利便を図る措置をとった上で、埋蔵文化財センター・博物館又は府県等の、防災について十分な対応がとられている恒久的構造の施設内の保管施設に保管すること。特に写真類は変質しやすいことから、温・湿度管理がなされた専用の保管施設に保管することが望ましい。

ウ)重要な写真・図面類で恒久的な保存が必要なものについては、被災した場合の被害を最小限にとどめるために、保存用の控えを作製し正本とは別に保管することが望ましい。なお、電子化した記録類については、閑闋機器の改良に合わせた更新等を行うこと。

エ)記録類のうち、紙に記されたものは水に濡れてもある程度の利用が可能である一方、写真類や電子化されたものは極めて水に弱い等、記録類の性質に差異があることから、保管場所や設置する消防用設備の種類等は、保管されている記録類の種類・性質に合わせるよう留意すること。

(3) その他の留意事項

ア)出土品・記録類の保管施設の消防用設備等については、消防当局の協力を得ながら保守点検を行うとともに、光熱施設、火気使用箇所、可燃性物品・危険物保管場所等の点検整理を行うこと。

イ)火災全般の原因は放火が第一位であることから、その対策に配慮すること。

り)出土品の保管施設は、火災や地震の際に迅速な対応ができる場所に設置すること。また、自衛防災組織の充実強化に努め、閉庁日や夜間等、出土品等の保管施設に十分な人員がいない場合の防災対策に配慮すること。

1)出土品の保管に多用されているプラスチック製保管箱（いわゆるコンテナ、テンバコ）や防水用ブルーシート等は、非常に燃焼しやすいので使用に際して注意すること。特にプラスチック製保管箱は、一度着火すると消火し難く、溶解して出土品に付着・凝固し、その除去が極めて難しいという欠点を持ってることから、重要な出土品の保管等には極力使用を避けること。

②出土品の全般については、平成9年通知において示した活用を含めた各種の施策をさらに推進し、適切な取扱いに努めること。

III 出土品の保管状況等に関する実態調査集計結果

1 出土品の保管量と整理状況

図1 全国の出土品保管量

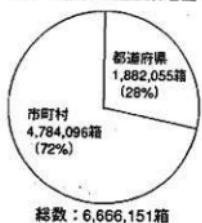


図2 全国の出土品の整理状況



図3 都道府県における出土品の整理状況



図4 都道府県における出土品の整理状況の変化

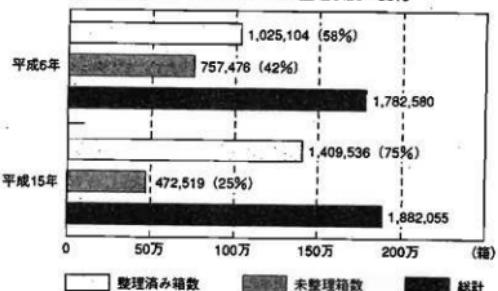


図5 市町村における出土品の整理状況

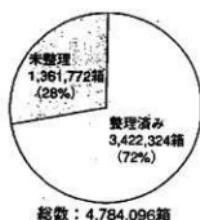
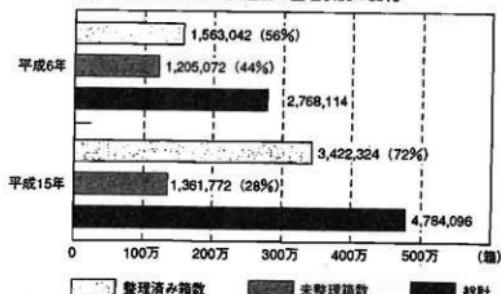


図6 市町村における出土品の整理状況の変化



出土品の保管量は、市町村を中心に増加している。これは、市町村が行う事業量の動向や、都道府県で再整理が進んだことが背景にある。全国に保管されている未整理の出土品は、平成6年度と比較して保管箱数・比率とも圧縮されたが、これは都道府県で発掘調査が減少するとともに、整理作業が進行したことによると考えられる。

2 出土品の保管施設の状況

(1) 保管施設の概況

図7 全国の保管施設数

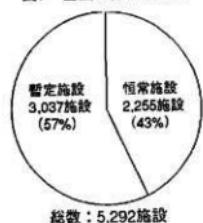


図9 全国の保管施設の保管可能面積の総計

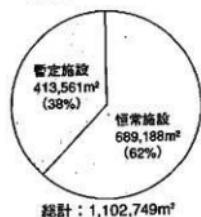


図11 全国の施設別保管量数



図8 全国の保管施設の施設数の変化

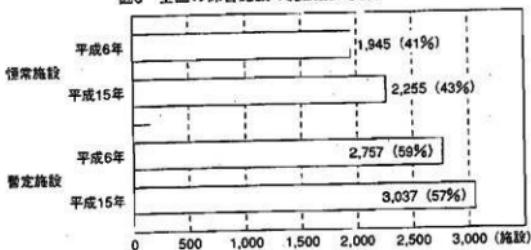


図10 全国の保管施設の保管可能面積の変化

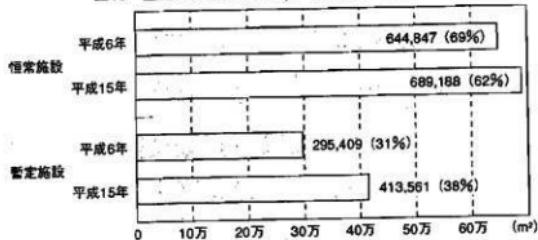
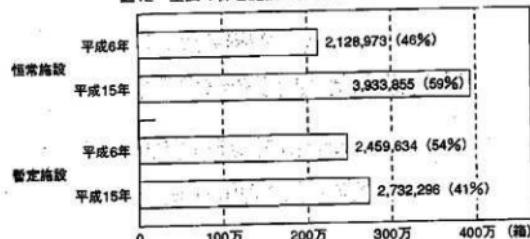


図12 全国の保管施設の保管量の変化



平成6年度と比較すると、全国では、恒常施設が310施設、保管可能面積が約4万m²、暫定施設が280施設、保管可能面積が約12万m²増加している。わずかではあるが暫定施設の割合が増えている。しかし、出土品の保管量は、恒常施設で約181万箱の増加であったのに対して、暫定施設では約27万箱の増加にとどまっており、恒常施設における保管量の増加が著しい。

図13 都道府県保管施設総数

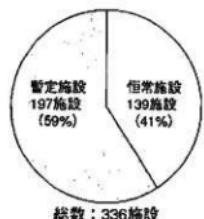


図14 都道府県保管施設の保管可能面積の総計

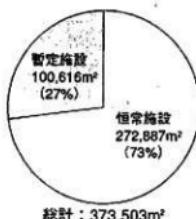


図15 都道府県保管施設の保管可能量



図16 都道府県保管施設の保管可能量に対する既保管量の割合

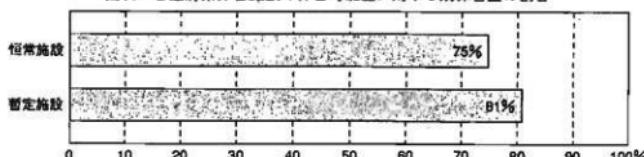


図17 市町村保管施設総数

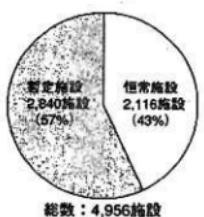


図18 市町村保管施設の保管可能面積の総計

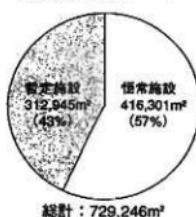


図19 市町村保管施設の保管可能量

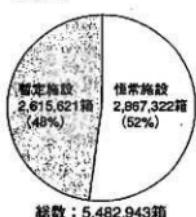
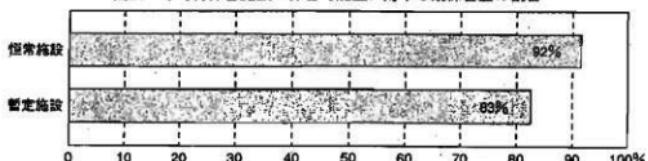


図20 市町村保管施設の保管可能量に対する既保管量の割合



恒常施設は、施設数において、都道府県・市町村ともに約40%であるのに対して、保管可能面積は都道府県で73%、市町村で57%、保管可能量は都道府県で71%、市町村で52%を占めており、大規模で、保管能力も高い。また、市町村においては、暫定施設が出土品の保管に果たしている割合が、都道府県に比べるとかなり高い。保管可能量に対する既保管量の割合は、都道府県・市町村、あるいは恒常施設・暫定施設を問わず高いが、特に、市町村の施設は極めて高率であり、収蔵能力が限界に達しつつある。

(2) 保管施設の規模・構造

図21 全国の恒常施設の保管可能面積

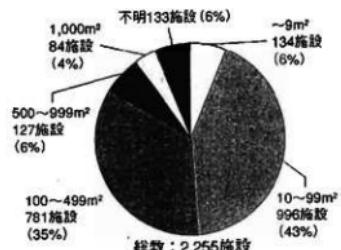


図22 全国の暫定施設の保管可能面積

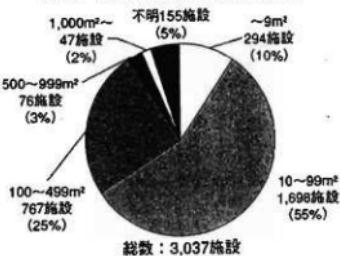


図23 全国の恒常施設の構造別面積

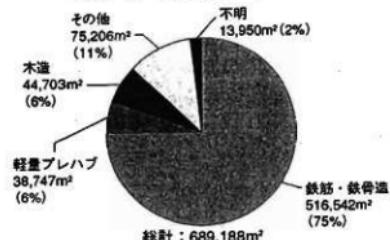


図24 全国の暫定施設の構造別面積

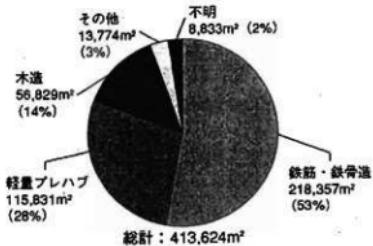


図25 全国の恒常施設の構造別施設数

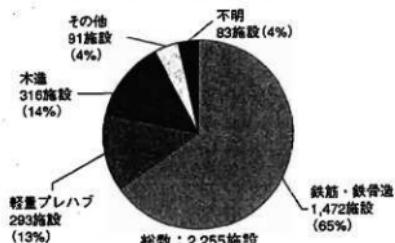
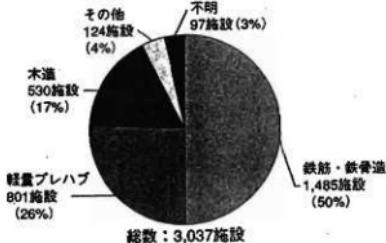


図26 全国の暫定施設の構造別施設数



恒常施設における鉄筋・鉄骨造のものの割合は、平成6年度には施設数で67%、保管可能面積で90%であったことから、保管可能面積のうえの割合が低下し、かわりにその他の構造のものの割合が増加している。一方、暫定施設における鉄筋・鉄骨造のものの割合は、平成6年度では、施設数で43%、保管可能面積で48%であったことから、施設数、保管可能面積ともに増加している。

(3) 保管施設の防災体制

図27 全国の保管施設における消防用設備の設置率

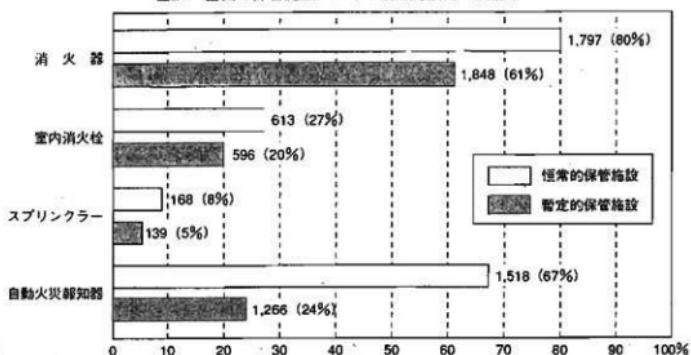


図28 全国の保管施設における防火対策の実施状況

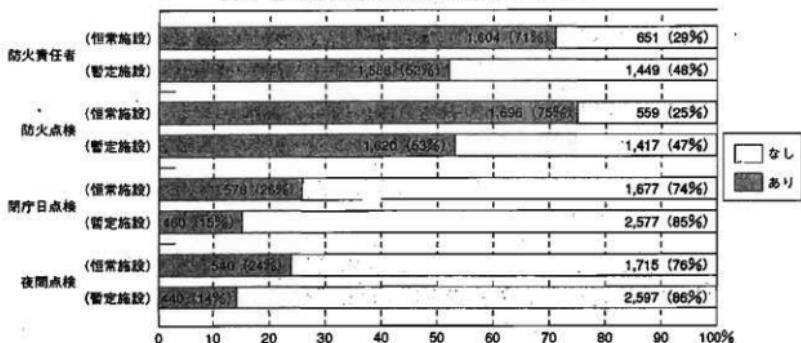


図29 都道府県保管施設における防火対策の実施状況

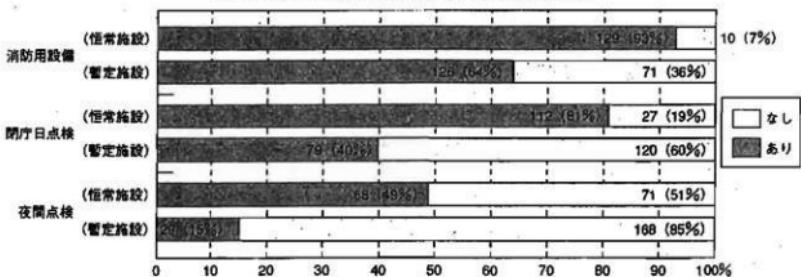


図30 市町村保管施設における防火対策の実施状況

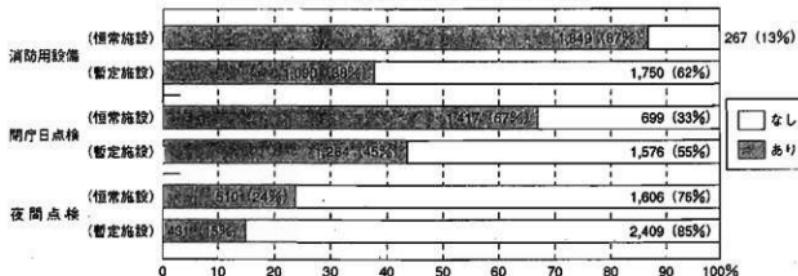


図31 全国の保管施設における地震対策の状況

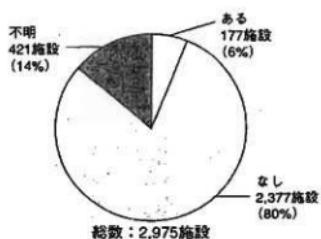
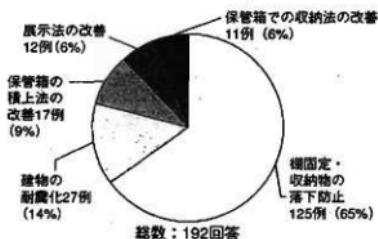


図32 地震対策の内容



消防用設備は、消火器と自動火災報知器を中心としている。暫定施設では、消防用設備の設置や防火点検の実施が進められていない。スプリンクラーの設置、閉庁日・夜間点検の実施は、恒常施設、暫定施設を問わざず概めて低調である。また、閉庁時・夜間の点検は、都道府県の恒常施設で約5割の実施率があるほかは、いずれの施設でも実施率は低い。さらに、地震対策についても十分に実施されている状況ではない。保管施設の防災体制は、都道府県の恒常施設がやや充実しているほかは、不十分で、その傾向は、特に、市町村施設において顕著である。

3 出土品の保管状況

(1) 出土品の保管状況

図33 全国の施設別保管量



図34 全国の恒常施設での保管状況

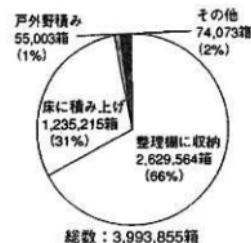


図35 全国の暫定施設での保管状況

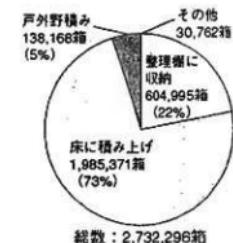


図36 都道府県における施設別保管量

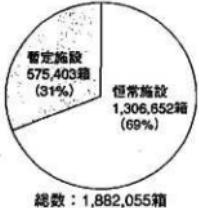


図37 都道府県保管施設の保管状況の変化

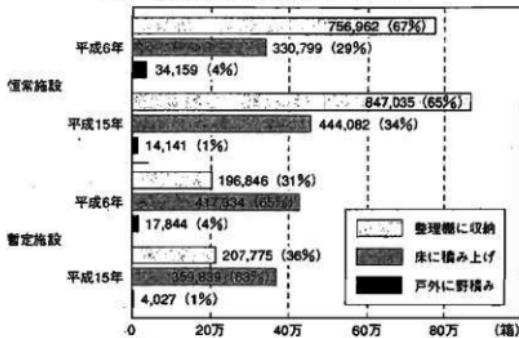


図38 市町村における施設別保管量

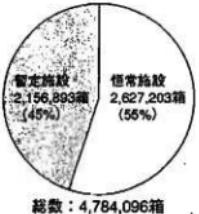
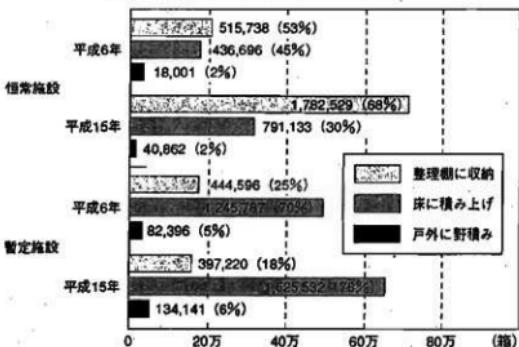


図39 市町村保管施設の保管状況の変化



(2) 再整理と選別保管

図40 都道府県における再整理の実施状況

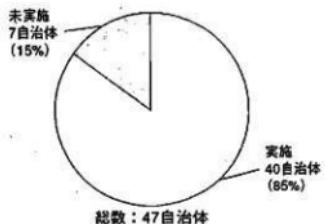


図41 市町村における再整理の実施状況

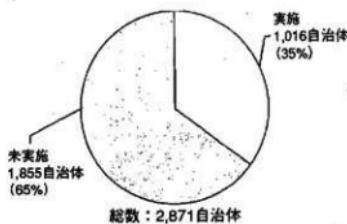


図42 都道府県における選別保管の実施状況

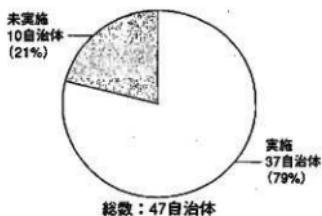
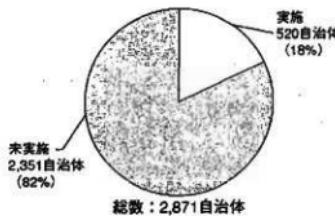


図43 市町村における選別保管の実施状況



(1)：都道府県における保管状況は、平成6年度と比較すると、恒常施設で整理収納-3%、床に積み上げ+5%、また、暫定施設で整理収納+5%、床に積み上げ-2%となる。一方、市町村の状況は、恒常施設で整理収納+15%、床に積み上げ-15%、暫定施設で整理収納-7%、床に積み上げ+6%となる。このように、市町村の恒常施設で保管状況が顕著に改善されたほかは、大きな変動はみられない。

(2)：都道府県では再整理・選別保管が約8割以上の高い割合で実施されているのに対して、市町村ではあまり実施されていない。

4 記録類の保管状況

図44 全国の記録類の保管量

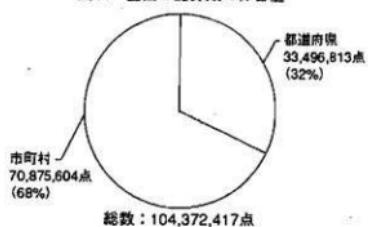


図45 全国の記録類の内訳



図46 都道府県における記録類専用保管施設の有無

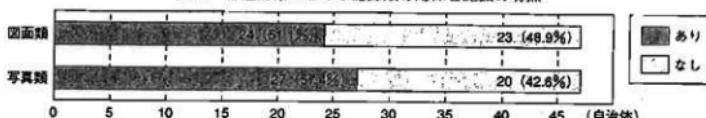


図47 市町村における記録類専用保管施設の有無

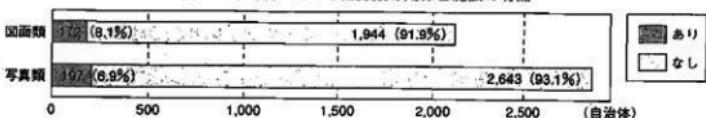


図48 全国の中面類を保管する施設の形態（複数回答）

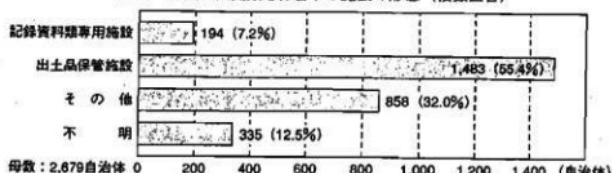


図49 全国の中面類の保管部屋（複数回答）

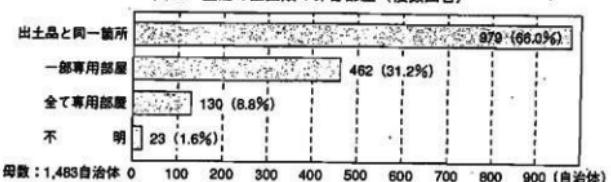


図50 全国の写真類を保管する施設の形態（複数回答）

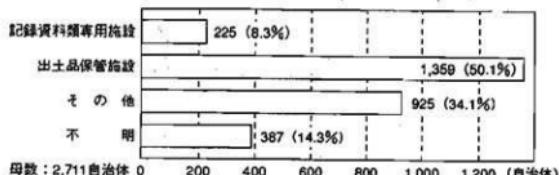


図51 全国の写真類の保管部屋（複数回答）

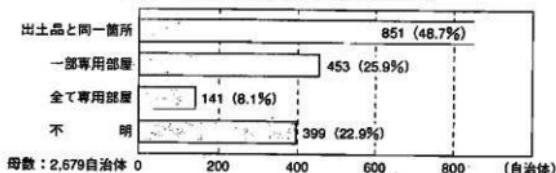


図53 全国の図面保管施設での消防用設備の設置状況

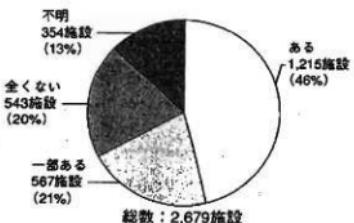


図55 全国の図面類の保管用控えの作成状況

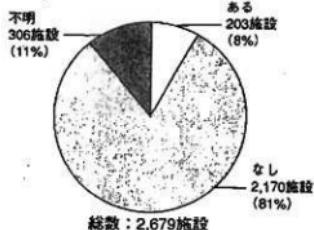


図52 全国の写真保管施設での保管用空調設備の有無

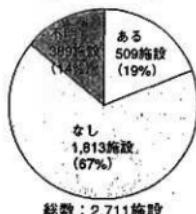


図54 全国の写真保管施設での消防用設備の設置状況

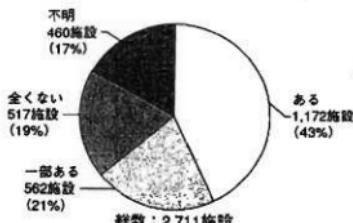
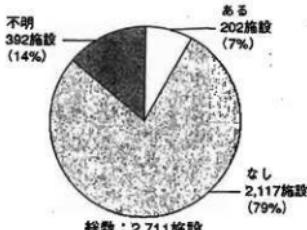


図56 全国の写真類の保管用控え作成状況



記録類について、全国で図面類・写真類あわせて約1億437万点が保管されている。こうした記録類については、約半数の都道府県で、記録類の専用保管施設を設置し保管を行っているが、市町村では、その設置は極めて少ない。また、多くのところで、出土品と同一箇所で記録類を保管している。消防用設備の設置率は比較的高いものの、写真類の保管施設での保管用空調設備の設置、記録類の保管用控えの作成などは極めて低調である。